

2022年6月1日

株 主 各 位

東京都荒川区西日暮里二丁目25番1-702号
株式会社ダイナムジャパンホールディングス

取締役 兼 代表執行役 坂 本 誠

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時（受付開始は午前9時30分）

2. 場 所 東京都荒川区西日暮里二丁目25番1-702号
当社本店会議室

3. 目的事項

報告事項 第11期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の
計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 株式の割当、発行及び取引の包括授権の件
第3号議案 自己株式取得の包括授権の件
第4号議案 取締役9名選任の件
第5号議案 香港証券取引所上場規則に基づく監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

(1) 株主様ご本人が株主総会に出席される場合

- ・会場受付にて株主様ご本人であることの確認をさせていただきます。株主様ご本人であることの確認は、事前に登録された株主様ご本人の署名を照合させていただく方法で行いますが、念のため、パスポート又は運転免許証その他の本人確認ができる書面もご持参ください。

(2) 株主様ご本人が出席されずに、代理人様が出席される場合

- ・当社から送付した「委任状」用紙に所定の記載をされるとともに、株主様ご本人が署名してください。株主様ご本人の署名であるかどうかについては、事前に登録された株主様ご本人の署名と照合させていただく方法で行いますので、必ず株主様ご本人が事前に登録された署名を行ってください。
- ・「委任状」は、代理人様が株主総会当日、所定の記載がされ、株主様ご本人が署名されたものを会場受付にご持参ください。
- ・会場受付にて出席される代理人様ご本人であることの確認をさせていただきます。パスポート又は運転免許証その他の「委任状」用紙に記載された代理人様ご本人であることの確認ができる書面をご持参ください。

(3) 株主様ご本人が出席されずに、株主総会の議長を代理人として選任される場合

- ・当社から送付した「委任状」用紙に所定の記載（代理人の住所又は主たる事務所及び氏名又は名称の欄は記入しないでください。）をされるとともに、株主様ご本人が署名してください。株主様ご本人の署名であるかどうかについては、事前に登録された株主様ご本人の署名と照合させていただく方法で行いますので、必ず株主様ご本人が事前に登録された署名を行ってください。
- ・代理人の住所又は主たる事務所及び氏名又は名称を除く所定の記載がされ、株主様ご本人が署名された「委任状」を、株主総会開催の日時までに同開催場所に到達するよう郵送いただくか、又は株主総会開催の48時間前までに当社の株主名簿を管理するComputershare Hong Kong Investors Services Limited（所在地：17M Floor, Hopewell Centre, 183 Queen's Road East, Wanchai, Hong Kong）に提出してください。

5. その他の注意事項

- (1) この招集通知に記載された株主総会の決議事項のすべては投票による決議に付されます。
- (2) 2022年5月23日における最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、株主総会において権利を行使することができる株主とします。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により会社にご提出ください。
- (4) 香港の中央清算決済システム（CCASS）に預託され、香港中央結算有限公司（HKSCC）の子会社であるHKSCC Nominees Limited名義で登録された当社株式に関する受益者（CCASS受益者）は、日本法のもとで当社株主とは認識されません。CCASS受益者の権利は、HKSCC Nominees Limitedと CCASS受益者との間の取り決め及びCCASSの一般的な運営規則にしたがって行使されます。

以 上

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.dyjh.co.jp>）に掲載させていただきます。

【第11期期末配当金について】

当社は、2022年4月27日開催の取締役会で期末配当金の基準日を同年6月6日とすることを決議しました。また、同年5月25日開催の取締役会で、期末配当金を1株につき2.6円とし、効力発生日（支払開始日）を同年6月24日とすることを決議いたしました。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 株式会社及び企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度の日本経済は、コロナ禍2年目を迎える中で感染症拡大に対して緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が断続的に発令されるなど経済活動が大きく制限されております。また、景気の先行きについても、地政学リスクに起因するエネルギー価格の高騰や金融資本市場の不透明感から依然として厳しい状況が継続しております。

パチンコホール業界におきましては、業界として制定した「パチンコ・パチスロ店営業における新型コロナウイルス感染症の拡大予防ガイドライン」に沿った営業活動に取り組むなど、お客様への安心・安全な遊技環境の提供に努めております。一方、改正遊技機規則に適合する新遊技機への切替期限(2022年1月末頃)に相前後して、同業他社の休業、廃業が増加するなど店舗数、設置台数は減少傾向を示しております。

このような環境下、当社グループでは、営業収入がコロナ禍前の水準に回復していない現況を踏まえ、店舗におけるローコストオペレーションの徹底や不採算店舗の閉鎖など収益力の維持向上に継続して取り組んでまいりました。また、政府からの雇用調整助成金や産業雇用安定助成金を活用するなど、従業員雇用の維持にも注力しております。なお、当事業年度末の店舗数については、新規出店の凍結、9店舗の閉鎖の結果433店舗となり、業態別では高貸玉店舗175店舗、低貸玉店舗258店舗となっております。

航空機リース事業については、航空機3機のリース資産管理を行う一方、当事業年度において新たに航空機3機を取得する契約を締結しております。今後も長期的かつ安定的に収益をもたらす良質なリース資産の拡大を目指してまいります。

これらの結果、当期の単独業績につきましては、子会社からの受取配当金の減少により、営業収入39億87百万円(前期比27.5%減)、経常利益30億87百万円(前期比32.2%減)、当期利益30億77百万円(前期比32.3%減)となりました。

また、連結業績^(※)につきましては、営業収入1,051億41百万円(前期比6.6%増)、営業利益106億54百万円(前期比58.4%増)、親会社の所有者に帰属する当期利益49億97百万円(前期比111.7%増)となりました。

(※) 連結業績の数値は、当社が参考情報として任意に開示する国際財務報告基準(IFRS)で作成された連結財務諸表の数値であり、独立監査人による監査を受けておりません。

(2) 資金調達の状況

① 当社の資金調達の状況

該当事項はありません。

② 企業集団の資金調達の状況

当事業年度においては、遊技機購入に伴う資金需要に対応し、金融機関等から借入を実施し手元流動性の維持を図っております。また、融資枠の拡大等により経営の安全性向上にも注力しております。

これらの結果、期末日現在の現預金残高は、前期比181億53百万円減少の565億8百万円、有利子負債は91億74百万円増加の431億41百万円となっております。

なお、当社グループではCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しており、グループ各社の資金を集中管理することにより、資金の効率化を図っております。

（注）企業集団の資金調達の状況に記載の数値は、当社が参考情報として任意に開示する国際財務報告基準（IFRS）で作成された数値であり、独立監査人による監査を受けておりません。

(3) 設備投資の状況

① 当社の設備投資の状況

該当事項はありません。

② 企業集団の設備投資の状況

当事業年度における企業集団の設備投資は総額26億69百万円であり、パチンコ事業における新規出店等に伴う建物、構築物、店舗設備の取得が主なものであります。

（注）企業集団の設備投資の状況に記載の数値は、当社が参考情報として任意に開示する国際財務報告基準（IFRS）で作成された数値であり、独立監査人による監査を受けておりません。

(4) 対処すべき課題

① ローコスト経営の推進

当社グループでは、低貸玉営業を中心とした出店を推進しております。低貸玉営業は、高貸玉営業に比較し営業収入や利益も総じて小さくなるため、よりローコストで経営する技術・ノウハウが求められます。当社グループでは、店舗の標準化による建築資材の効率的な購入、現場での日常業務の標準化、店舗サポート組織である本部、ゾーン組織の見直しと適正人員の配置によるスリム化を図り、ローコスト経営を推進してまいります。

② 内部統制の強化

当社グループでは、グループ内部統制委員会を設置しており、取締役会で決議された「内部統制の基本方針」に基づき、グループにおける内部統制システムの構築を行うとともに、法令の状況変化に応じた点検・整備を行っております。また、グループ危機管理委員会を設置し、グループ全体に内在するリスクを包括的に把握し、危機管理に関する課題解決に取り組んでおります。

③ 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化しており、営業収入の回復が経営課題となっております。ワクチンの追加接種の促進や有効な治療薬の実用化等による感染症の収束を期待しておりますが、引き続き従来よりも低い収入水準でも利益を確保できる事業運営に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 当社の財産及び損益の推移

区分	第8期	第9期	第10期	第11期
	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期 (当事業年度)
売上高 (百万円)	9,991	9,976	5,502	3,987
経常利益 (百万円)	8,997	8,799	4,556	3,087
当期純利益 (百万円)	8,889	8,788	4,548	3,077
1株当たり当期純利益 (円)	11.61	11.47	5.98	4.17
総資産 (百万円)	110,130	109,420	117,105	95,138
純資産 (百万円)	93,908	93,505	92,047	88,688
1株当たり純資産額 (円)	122.60	122.07	122.29	122.74

② 企業集団の財産及び損益の推移

区分	国際財務報告基準 (IFRS)			
	第8期	第9期	第10期	第11期
	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期 (当連結会計年度)
営業収入 (百万円)	146,371	142,483	98,602	105,141
営業利益 (百万円)	19,342	21,514	6,728	10,654
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	12,596	12,748	2,363	4,997
基本的1株当たり当期利益 (円)	16.44	16.64	3.10	6.77
総資産 (百万円)	185,332	277,239	301,073	293,421
親会社の所有者に帰属する持分合計 (百万円)	141,821	134,753	132,005	131,037
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	185.15	175.92	175.38	181.35

(注) 企業集団の財産及び損益の推移に記載の数値は、当社が参考情報として任意に開示する国際財務報告基準 (IFRS) で作成された数値であり、独立監査人による監査を受けておりません。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

(2022年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
株式会社ダイナム	5,000百万円	100	パチンコホール経営
夢コーポレーション株式会社	50百万円	100	パチンコホール経営
株式会社キャビンプラザ	10百万円	100	パチンコホール経営
株式会社ダイナムビジネスサポート	1,020百万円	100	不動産賃貸、不動産管理
株式会社日本ヒュウマップ	100百万円	100	飲食店の営業、清掃
Dynam Hong Kong Co., Limited (大樂門香港有限公司)	8億香港ドル	100	アジア圏での事業投資
Dynam Aviation Ireland Limited	100万米ドル	100	航空機リース

③ 特定完全子会社に関する事項

(2022年3月31日現在)

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社ダイナム	東京都荒川区西日暮里 二丁目27番5号	49,701百万円	95,138百万円

(7) 主要な事業内容

当社は、持株会社として、グループ全体の経営を統括しております。

当社グループの主要な事業は以下のとおりであります。

(2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
パチンコ事業	パチンコホール経営
不動産関連事業	不動産賃貸、不動産管理
飲食事業	パチンコホールに併設する飲食店の営業
清掃事業	パチンコホールの清掃
投資事業	アジア圏での事業投資
航空機リース事業	航空機リース

(8) 主要な事業所

① 当社

(2022年3月31日現在)

本 店	東京都荒川区西日暮里二丁目25番1-702号
香 港 支 店	Unit 1, 32/F, Hong Kong Plaza, 188 Connaught Road West, Hong Kong

② 主要な子会社

(2022年3月31日現在)

株 式 会 社 ダ イ ナ ム	本 店	東京都荒川区西日暮里二丁目27番5号
	店 舗	全国46都道府県に396店舗
	物流センター	全国16道県に16箇所
夢コーポレーション株式会社	本 店	愛知県豊橋市舟原町195番地1
	店 舗	全国19県に30店舗
株 式 会 社 キ ャ ビ ン プ ラ ザ	本 店	東京都葛飾区金町六丁目5番8号
	店 舗	全国4県に7店舗
株 式 会 社 ダ イ ナ ム ビ ジ ネ ス サ ポ ー ト	本 店	東京都荒川区西日暮里五丁目15番7号
株式会社日本ヒューマップ	本 店	東京都荒川区西日暮里五丁目15番7号
	店 舗	全国45道府県に370店舗
Dynam Hong Kong Co., Limited (大樂門香港有限公司)	本 店	Unit 1, 32/F, Hong Kong Plaza, 188 Connaught Road West, Hong Kong
Dynam Aviation Ireland Limited	本 店	32 Molesworth Street, Dublin2, D02Y512, Ireland

(9) 従業員の状況

① 当社の従業員数

(2022年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
46名	4名減

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり、上記のほか臨時従業員4名（平均雇用人数）を雇用しております。
2. 当社から子会社への出向者は除き、子会社から当社への出向者を含んでおります。

② 企業集団の従業員数

(2022年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
4,641 名	588 名減

(注) 従業員数は、就業人員数であり、上記のほか臨時従業員8,779名（平均雇用人数）を雇用しております。

(10) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要事項

当社におけるその他企業集団の現況に関する重要事項につきましては、「(4) 対処すべき課題

③ 新型コロナウイルス感染症への対応」をご参照ください。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 2,520,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 722,862,896株（自己株式 297,400株を含む。）
- (3) 株主数 161名
- (4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（%）
Sato Aviation Capital Limited	177,822	24.61
HKSCC Nominees Limited	146,528	20.28
リッチオ株式会社	95,810	13.26
一般財団法人ユーラシア財団 from Asia	80,000	11.07
佐藤 公平	53,639	7.42
佐藤 茂洋	40,975	5.67
N. Company株式会社	20,517	2.84
西脇 八重子	20,379	2.82
佐藤 政洋	19,579	2.71
ダイナムジャパンホールディングス従業員持株会	17,903	2.48

(注) 1. 持株比率は自己株式（297,400株）を控除して計算しております。

2. 大株主の保有持株数については、実質保有持株数で記載しております。

3. HKSCC Nominees Limitedは、香港証券取引所である Hong Kong Exchanges and Clearing Limited の子会社であり、中央清算決済システム（Central Clearing and Settlement System）の口座に預託された香港上場株式の名義株主となっております。

(5) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の実施を可能とするとともに、資本効率の向上を図るため、2020年6月24日及び2021年6月24日開催の定時株主総会において自己株式取得の包括授権の決議を行っており、同決議に基づき以下のとおり自己株式を取得しております。

取締役会決議日	取得期間	取得株式数
2020年7月28日	2021年6月7日から 2021年6月23日まで	2,590,600株
2021年6月24日	2021年6月25日から 2022年3月30日まで ^(※)	27,545,200株
合 計		30,135,800株

(※) 香港証券取引所上場規則に規定されるブラックアウト期間に該当する2021年10月25日から同年11月24日までの期間を除きます。

② 自己株式の消却

当社は、会社法第178条及び定款第9条第2項の規定に基づき以下のとおり自己株式を消却しております。

取締役会決議日 又は執行役決定日	消却日	消却株式数
2021年7月30日	2021年7月30日	7,169,200株
2021年8月31日	2021年8月31日	8,403,400株
2021年9月30日	2021年9月30日	5,622,800株
2022年1月31日	2022年1月31日	2,469,600株
2022年2月28日	2022年2月28日	1,262,400株
2022年3月31日	2022年3月31日	4,911,000株
合 計		29,838,400株 ^(※)

(※) 当事業年度末に保有する自己株式297,400株は、2022年4月28日に消却いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び執行役の状況

(2022年3月31日現在)

氏名	当社における 地位及び担当	重要な兼職の状況
坂 本 誠	取締役会 議長 執行役員 指名報酬委員会委員	株式会社ダイナム 取締役
佐 藤 洋 治	取締役	Dynam Hong Kong Co., Limited (大樂門香港有限公司) 取締役 一般財団法人ユーラシア財団 from Asia 代表理事
佐 藤 公 平	取締役	
保 坂 明	取締役	株式会社ダイナム 代表取締役社長
加 藤 光 利	取締役会 議長 指名委員会 報酬委員会委員	
トーマス・イップ	監査委員	AIP Partners C.P.A Limited Practising Director (香港公認会計士)
村 山 啓	指名報酬委員会委員	
神 田 聖 人	監査委員	税理士
加 藤 公 司	監査委員	弁護士
水 谷 義 之	執行役	株式会社ダイナム 常務取締役
勝 田 久 男	執行役	Dynam Hong Kong Co., Limited (大樂門香港有限公司) 取締役
大 部 清 司	執行役	Dynam Hong Kong Co., Limited (大樂門香港有限公司) 取締役兼CEO Dynam Aviation Ireland Limited 取締役
佐 藤 公 治	執行役	株式会社ダイナム 取締役

- (注) 1. 加藤光利氏、トーマス・イップ氏、村山啓氏、神田聖人氏及び加藤公司氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、香港証券取引所上場規則に基づく独立非業務執行取締役であります。
2. 監査委員の神田聖人氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査委員のトーマス・イップ氏は、香港公認会計士であり、香港でタックスアドバイザーを勤めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査委員の加藤公司氏は、弁護士の資格を有しております。また、他社の社外監査役の経験も豊富であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、監査委員会の職務を補助する常勤の監査補助者を監査委員会業務室に配置しているため、常勤の監査委員の選定は行っておりません。

(2) 報酬委員会による取締役及び執行役の報酬等の決定方針及び当該方針の内容

報酬委員会において、役員報酬及び役員賞与の支給方法を以下のとおり定めております。

① 取締役・執行役の報酬決定に関する事項

同業他社等の民間企業の支給水準を勘案の上、個別役員に期待する役割及び責任に見合った報酬の水準を決定しております

② 取締役の報酬

取締役の報酬は、固定報酬と役員賞与から構成され、固定報酬は役位及び役割、常勤・非常勤の別を反映した報酬ランクに基づき支給し、役員賞与は業績達成度に応じて支給しております。なお、執行役を兼務する取締役には、取締役としての報酬は支給しておりません。

③ 執行役の報酬

執行役の報酬は、固定報酬と役員賞与から構成され、固定報酬は役位及び役割に応じた報酬ランクに基づき支給し、役員賞与は業績達成度に応じて支給しております。

(3) 取締役及び執行役の報酬等の総額

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

区分	支給人数	報酬等の総額
取締役	8名 ^(※)	83百万円
(うち社外取締役)	(5名)	(34百万円)
執行役	5名	101百万円

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 取締役及び執行役に対する金銭以外の報酬はありません。

(※) 期末日現在、取締役9名（うち社外取締役5名、執行役兼務1名）、執行役4名となっております。なお、取締役が執行役を兼務している期間においては、取締役としての報酬は支給しておりません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用に対し当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役及び執行役並びに当社の一部子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人であり、その保険料を当社及び当社の子会社が負担しております。また、被保険者の職務執行の適正性を担保するための措置として、法令違反に起因する損害等は保険適用の対象外としております。

(6) 社外取締役に関する事項

① 他法人等の重要な兼職状況

4. 会社役員に関する事項(1)取締役及び執行役の状況の表に記載のとおりであります。当社と兼任している他の法人等との間には、取引関係等はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

社外取締役の出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	職務の概要
加藤 光 利	当事業年度開催の取締役会13回、指名委員会4回、報酬委員会4回の全てに出席し、金融界及び企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的、専門的な視点から経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。また、指名委員会及び報酬委員会ではそれぞれ議長として議案の審議を主導しております。
トーマス・イップ	当事業年度開催の取締役会13回、監査委員会15回の全てに出席し、香港公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的、専門的な視点から経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。
村 山 啓	当事業年度開催の取締役会13回、指名委員会4回、報酬委員会4回の全てに出席し、流通業における人事、労務の専門家としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的、専門的な視点から経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。
神 田 聖 人	当事業年度開催の取締役会13回、監査委員会15回の全てに出席し、税理士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的、専門的な視点から経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。また、監査委員会では議長として議案の審議を主導しております。
加藤 公 司	当事業年度開催の取締役会13回、監査委員会15回の全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的、専門的な視点から経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

73百万円

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査委員会が同意した理由

監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備、監査報酬の見積もりなどを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員の全員の同意に基づき監査委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査委員会は、会計監査人の監査品質並びに監査実施の有効性及び効率性等を勘案し、再任もしくは不再任の検討を毎年行っております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備

当社は、取締役会において、内部統制の基本方針を以下のとおり決議しております。

1. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役は、法令及び文書管理に関する規程に従い、執行役の職務の執行に係る情報を保存及び保管する。

執行役は、取締役、監査委員会、会計監査人の要請があった場合、執行役の職務の執行に係る情報を開示することができる体制を整備し、運用する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

執行役は、事業活動を阻害するリスクに対処するため、グループ危機管理委員会を設置し、リスク管理に関する規程を整備する。

グループ危機管理委員会は、リスク情報を網羅的に集約し、そのリスク分析及び管理策の策定を行う。

執行役は、不測の事態が発生した場合は、緊急対策本部を設置し、損害の拡大を最小限にとどめる。

3. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、適正かつ効率的な執行役の職務の執行を確保するため、取締役会を月1回定時に開催するほか必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、その他、社内規程を整備し執行役の権限及び責任並びに会議体における審議及び決定の手続きの過程を明確にし、もって効率的な職務執行体制及び業務執行の責任体制の確立を図る。

4. 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令及び定款を遵守することはもとより、企業理念に則った事業を運営していくため、以下の取り組みを行う。

(1) 当社は、役員及び従業員が法令、定款及び当社の企業理念を遵守した行動をとるため「ダイナムジャパンホールディングスグループ企業行動憲章」を定める。

(2) 当社は、役員及び従業員に、「ダイナムジャパンホールディングスグループ企業行動憲章」を継続して周知する。

(3) 当社は、「ダイナムジャパンホールディングスグループ企業行動憲章」に基づき、コンプライアンスに関する課題の解決を図る。

(4) 執行役は、当社グループ（以下「グループ」という。）の内部通報制度の仕組みをつくり、コンプライアンス体制の実効性を高める。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社間の取引について法令に従い適法に行うとともに、グループの各社が適正な業務執行を行っていくため、以下の取り組みを行う。

(1) 当社は、定期的開催される経営戦略会議、事業報告会議において、子会社の経営状況、財務状況その他重要な情報について報告を受け審議するとともに、子会社には是正を指示した事項に係る対応状況について把握することにより、適切な経営指導及び管理を行う。かかる過程において、予見されるビジネスリスクを継続して把握し、必要な諸施策を講ずる。

(2) 執行役は、グループ内部統制委員会とグループ危機管理委員会を設け、グループ全体の損失の危険の管理のために必要な体制の整備と運用を行う。

(3) 取締役会は、グループ経営の基本方針を定め、グループ会社の事業計画及び予算を承認し、その業務執行の効率性を確保する。

執行役は、業務執行にあたっては、取締役会規則、執行役業務執行規則その他執行役の職務と権限に関する規程に基づき、適正な手続に則って業務の決定を行うとともに、子会社の規模や状況に応じて、財務経理、人事、法務の業務を支援する。

(4) 執行役は、「ダイナムジャパンホールディングスグループ企業行動憲章」並びに法令及びグループ各社の社内規程をグループの役員及び従業員に継続して周知する。

執行役は、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することにより財務報告の信頼性を高めるものとする。

執行役は、コンプライアンスに関する従業員の意識調査及びグループの内部通報制度等を活用して、グループにおける法令違反等の問題の早期発見と適時な対応を行い、内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、その改善を求める。

当社は、市民社会の秩序や安全に威嚇を与える反社会的勢力及び団体（以下「これら団体等」という。）とは一切の関係を遮断し、これらの団体等からの不当要求を断固拒否すると共に、これらの団体等と関係のある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない。また、警察、顧問弁護士等の外部専門機関との連携に努め、グループ全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

6. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

執行役は、監査委員会の職務を補助すべき使用人より構成される監査委員会業務室を設置する。

7. 前号の使用人の執行役からの独立性に関する事項

執行役は、監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する規程を設け、その使用人の職務遂行及び人事等について独立性を確保するために必要な事項を定め、運用する。

8. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

執行役は、監査委員会の職務を補助すべき使用人について、他部門の使用人を兼務させないものとし、当該使用人が監査委員会又は監査委員会から指名を受けた監査委員の指揮命令に従ってその職務を遂行する体制を整備する。

9. 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

当社は、監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、執行役及び従業員の業務執行に関する定期報告や重要事項の報告が、監査委員会に行われるよう、以下の取り組みを行う。

- (1) 執行役又は執行役が指名した者は、監査委員会に対し、定期的にその職務及び業務の執行状況について、報告を行うものとする。
- (2) 取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び従業員並びに子会社の役員及び従業員は、監査委員会の求めに応じて、その職務及び業務の執行状況について報告を行うものとする。
- (3) 取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び従業員並びに子会社の役員及び従業員は、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項並びに重大な法令及び定款に違反する事実を発見した場合は、監査委員会に直接報告できるものとする。
- (4) グループの内部通報制度の担当部門は、グループの内部通報の活動状況について、定期的に監査委員会に報告する。
- (5) 執行役は、監査委員会又は監査委員へ報告を行ったグループの役員及び従業員に対する当該報告をしたことを理由とした不利益取扱いを禁止する。

10. 監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員が当社に対し、その職務の執行について、会社法に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査委員の職務の執行に必要でないと認められる特段の事情がない限り、これを拒むことができず、速やかに当該費用又は債務を処理する。

11. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

執行役は、監査委員会の指名する監査委員に対し、執行役が主宰する経営会議体に参加する機会を提供する。

グループ監査部門の責任者は、内部監査計画について監査委員会と協議し、グループ業務の監査並びに内部統制の整備及び運用について監査した結果を監査委員会に報告する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① コンプライアンス

当社は企業理念・経営方針で構成された「ダイナムジャパンホールディングスグループ企業行動憲章」を定めております。役員及び従業員は、この企業行動憲章に則り行動することを徹底し、当該内容の浸透を図るため、全役員・従業員への教育を継続して行っております。とりわけ当事業年度においては、「個人情報保護に係る教育」や職場環境改善に向けた「ハラスメント防止教育」について、重点的な取り組みを行っております。

当社は組織的又は個人による法令違反等のコンプライアンス違反行為や業務遂行上の違反行為等の早期発見を目的に内部通報制度を運用しております。また、反社会的勢力排除に向けた対応として、取引先に対するスクリーニング調査を実施しており、加えて、新規取引先との間においては、反社会的勢力と関係を持たないことについて書面で合意するなど、反社会的勢力との関係を一切遮断するための必要な措置を講じております。

② 危機管理

当社はグループ全体の危機管理体制の構築を目的に、グループ危機管理委員会を設置しており、事業活動を阻害するリスク分析及び事件事故が発生した際の緊急対策の対応について協議しております。また、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を実施し、今後の自然災害及び感染症に関するリスク対策を継続的に検討しております。

③ 子会社管理

毎月開催している事業報告会議等にて、子会社の経営上の重要な事項について報告を受けるなど、適切な経営指導を行っております。また、当社は子会社の監査を実施しており、法令遵守状況と業務執行状況等を点検しております。当該監査によってグループ各社における課題や問題点を早期に確認し、当該課題について改善計画書を作成して対応することで業務の適正性確保及び効率化を図っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、連結業績に連動した株主への利益還元を重要課題の一つとして位置付けております。剰余金の配当につきましては、国際財務報告基準（IFRS）で計算された連結当期利益の35%を下回らない配当を実施することを基本方針としております。

なお、剰余金の配当につきましては、2021年11月24日開催の取締役会決議に基づき、1株当たり2.4円の間配当を実施いたしました。期末配当につきましては2022年5月25日開催の取締役会において1株当たり2.6円と決定させていただきました。

貸 借 対 照 表

(2 0 2 2 年 3 月 3 1 日 現 在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,498	流動負債	6,416
現金及び預金	17,192	未払金	47
短期貸付金	350	未払法人税等	32
未収還付法人税等	670	預り金	6,267
その他	285	役員賞与引当金	14
		その他	53
固定資産	76,639	固定負債	33
有形固定資産	316	長期未払金	18
建物	116	繰延税金負債	15
工具器具備品	0		
土地	200	負債合計	6,449
無形固定資産	0	(純資産の部)	
商標権	0	株主資本	88,688
ソフトウェア	0	資本金	15,000
		資本剰余金	53,518
投資その他の資産	76,321	資本準備金	12,909
関係会社株式	76,027	その他資本剰余金	40,609
その他	294	利益剰余金	20,204
		その他利益剰余金	20,204
		繰越利益剰余金	20,204
		自己株式	(33)
		純資産合計	88,688
資産合計	95,138	負債・純資産合計	95,138

損 益 計 算 書
(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		3,987
売上総利益		3,987
販売費及び一般管理費		1,135
営業利益		2,851
営業外収益		
受取利息	78	
為替差益	155	
雑収入	17	251
営業外費用		
雑支出	16	16
経常利益		3,087
税引前当期純利益		3,087
法人税、住民税及び事業税	3	
法人税等調整額	6	10
当期純利益		3,077

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 金	利 剰 余 益 金 計
2021年4月1日残高	15,000	12,909	43,750	56,659	20,388	20,388
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	(3,261)	(3,261)
当期純利益	—	—	—	—	3,077	3,077
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
自己株式の消却	—	—	(3,141)	(3,141)	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	(3,141)	(3,141)	(183)	(183)
2022年3月31日残高	15,000	12,909	40,609	53,518	20,204	20,204

	株 主 資 本		純資産 合計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	
2021年4月1日残高	—	92,047	92,047
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	—	(3,261)	(3,261)
当期純利益	—	3,077	3,077
自己株式の取得	(3,175)	(3,175)	(3,175)
自己株式の消却	3,141	—	—
事業年度中の変動額合計	(33)	(3,358)	(3,358)
2022年3月31日残高	(33)	88,688	88,688

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式…移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全額純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産…定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

② 無形固定資産…定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内の利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社は子会社への経営指導を行っており、当社の子会社を顧客としております。

経営指導にかかる契約については、経営、企画等の指導を行うことを履行義務として識別しており、当該履行義務は時の経過により充足されるため、契約期間にわたり期間均等で収益計上しております。

(5) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）

当社グループの資金効率化を目的としたCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）の利用により、グループ間の融資に関連して、「短期貸付金」350百万円、「預り金」6,262百万円を貸借対照表に計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

- (1) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高へ与える影響はありません。

また、当事業年度の損益に与える影響もありません。

- (2) 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首より適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新しい会計基準を、将来にわたって適用することとしております。これによる、計算書類への影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 減価償却累計額

有形固定資産	68百万円
--------	-------

- (2) 保証債務

子会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

株式会社ダイナム	10,000百万円
株式会社ダイナムビジネスサポート	12,000百万円
夢コーポレーション株式会社	6,875百万円
計	<u>28,875百万円</u>

- (3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	426百万円
短期金銭債務	6,296百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引

売上高	3,987百万円
販売費及び一般管理費	135百万円
営業取引以外の取引高	79百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式数

普通株式	722,862,896株
------	--------------

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	297,400株
------	----------

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月26日 取締役会	普通株式	1,505	2.00	2021年6月7日	2021年6月25日
2021年11月24日 取締役会	普通株式	1,756	2.40	2021年12月13日	2022年1月12日

(4) 配当の基準日及び効力発生日が翌期となる剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月25日 取締役会	普通株式	1,878	利益剰余金	2.60	2022年6月6日	2022年6月24日

配当金の総額は、計算書類の取締役会決議日である2022年5月25日現在の発行済株式数722,565,496株に基づいて、計算しております。

配当基準日である2022年6月6日において自己株式を保有している場合には、当該自己株式の総数に1株当たりの配当金額を乗じた額を控除した残額を配当金の総額といたします。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産

繰延税金資産

関係会社株式	2,465 百万円
繰越欠損金	938 百万円
その他	266 百万円
計	3,670 百万円
評価性引当額	(3,670) 百万円
合計	－ 百万円

(2) 繰延税金負債

繰延税金負債

為替換算差益の益金不算入	15 百万円
合計	15 百万円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は安全性の高い預金で資金運用し、資金調達については、調達時点で最も効率的と判断される方法で実行することを取組方針としております。

なお、当社のデリバティブ取引は、実需に伴う取引に限定し実施することを原則とし、投機的な取引は一切行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

貸付金は、子会社に対するものであり、貸付先である子会社の信用リスクに晒されています。子会社ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収状況をモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

未払金、未払法人税等及び預り金は、主に2～3ヶ月以内の支払期日であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

「現金及び預金」、「短期貸付金」、「未収還付法人税等」、「未払金」、「未払法人税等」及び「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

また、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 関係会社株式76,027百万円）については時価の算定をしておりません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

属 性	会社等の 名称	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関係内容		取引内容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	株式会社 ダイナム	直接 100%	あり	経営管理	資金の受託 (注2)	—	預 り 金	3,415
					利息の支払 (注2)	0	—	—
					債務保証 (注4)	10,000	—	—
					経営指導料 (注3)	618	—	—
					配当の受取	3,092	—	—
	株式会社 ダイナム ビジネス サポート	直接 100%	—	経営管理	資金の返済 (注1)	12,000	—	—
					利息の受取 (注1)	68	—	—
					資金の受託 (注2)	—	預 り 金	587
					利息の支払 (注2)	0	—	—
					債務保証 (注4)	12,000	—	—
					経営指導料 (注3)	12	—	—
					配当の受取	136	—	—
	株式会社 キャビン プラザ	直接 100%	—	経営管理	資金の受託 (注2)	—	預 り 金	1,364
					利息の支払 (注2)	0	—	—
					経営指導料 (注3)	12	—	—
	株式会社 日本ヒュウ マップ	直接 100%	—	経営管理	資金の返済 (注1)	100	短期貸付金	300
					利息の受取 (注1)	2	未 収 収 益	0
					資金の受託 (注2)	—	預 り 金	540
					利息の支払 (注2)	0	—	—
					経営指導料 (注3)	14	—	—
					配当の受取	52	—	—
	夢コーポ レーション 株式会社	直接 100%	—	経営管理	資金の返済 (注1)	1,600	—	—
					利息の受取 (注1)	5	—	—
					資金の受託 (注2)	—	預 り 金	6
					利息の支払 (注2)	0	—	—
					債務保証 (注4)	6,875	—	—
					経営指導料 (注3)	48	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して取締役会にて合理的に決定しております。
2. 資金の受託については、当社が運営するCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）における短期的且つ反復的な取引のため、取引金額は記載を省略しております。受託利率は市場金利を勘案して取締役会にて合理的に決定しております。
3. 経営指導料については、子会社の基本的な経営数値や負担能力を勘案し、客観的基準により取締役会にて決定しております。
4. 株式会社ダイナム、株式会社ダイナムビジネスサポート及び夢コーポレーション株式会社の銀行借入につき、債務保証を行ったものであります。なお、保証料の受取は行っておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	122円74銭
1株当たり当期純利益	4円17銭

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

株式会社ダイナムジャパンホールディングス
取締役会 御中

P w Cあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 直 幸 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村 田 賢 士 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイナムジャパンホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役及び執行役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第11期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、会社の業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PWCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

株式会社ダイナムジャパンホールディングス 監査委員会

監査委員 神 田 聖 人 ⑩

監査委員 トーマス・イップ ⑩

監査委員 加 藤 公 司 ⑩

(注) 監査委員は全員、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

連結財政状態計算書

（２０２２年３月３１日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産）		（負債）	
非流動資産		流動負債	
有形固定資産	118,648	仕入債務及びその他の 債務	12,312
使用権資産	73,850	借入金	12,945
投資不動産	3,263	リース負債	11,245
無形資産	3,440	引当金	1,386
その他の包括利益を通 じて公正価値で測定す る金融資産	2,255	未払法人所得税等	844
リース債権	6,483	その他の流動負債	8,592
繰延税金資産	10,964	流動負債合計	47,324
その他の非流動資産	7,031		
非流動資産合計	225,934		
流動資産		非流動負債	
棚卸資産	1,064	繰延税金負債	116
売上債権	332	借入金	30,196
リース債権	1,977	リース負債	78,017
景品	2,921	その他の非流動負債	1,170
未収還付法人所得税等	671	引当金	5,616
その他の流動資産	4,014	非流動負債合計	115,115
現金及び現金同等物	56,508		
流動資産合計	67,487		
		負債合計	162,439
		（資本）	
		資本金	15,000
		資本剰余金	8,152
		自己株式	(35)
		利益剰余金	108,840
		その他の資本の構成要素	(920)
		親会社の所有者に帰属す る持分合計	131,037
		非支配持分	(55)
		資本合計	130,982
資産合計	293,421	負債及び資本合計	293,421

連 結 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収入		105,141
営業費用	(94,911)	
一般管理費	(4,279)	
その他の収入	9,114	
その他の費用	(4,411)	
営業利益		10,654
金融収益	426	
金融費用	(2,571)	
税引前当期利益		8,509
法人所得税費用		(3,532)
当期利益		4,977
当期利益の帰属		
親会社の所有者		4,997
非支配持分		(20)
当期利益		4,977

連 結 持 分 変 動 計 算 書

(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
					その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	為替換算調整勘定
2021年4月1日（期首）残高	15,000	11,304	—	107,104	(2,907)	1,499
当期利益	—	—	—	4,997	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	(1,647)	2,130
当期包括利益合計	—	—	—	4,997	(1,647)	2,130
自己株式の取得	—	—	(3,187)	—	—	—
自己株式の消却	—	(3,152)	3,152	—	—	—
2021/2022年度配当金	—	—	—	(3,261)	—	—
当期変動額合計	—	(3,152)	(35)	1,736	(1,647)	2,130
2022年3月31日（期末）残高	15,000	8,152	(35)	108,840	(4,554)	3,629

項 目	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素		合計		
	その他	合計			
2021年４月１日（期首）残高	5	(1,403)	132,005	(33)	131,972
当期利益	—	—	4,997	(20)	4,977
その他の包括利益	—	483	483	(2)	481
当期包括利益合計	—	483	5,480	(22)	5,458
自己株式の取得	—	—	(3,187)	—	(3,187)
自己株式の消却	—	—	—	—	—
2021/2022年度配当金	—	—	(3,261)	—	(3,261)
当期変動額合計	—	483	(968)	(22)	(990)
2022年３月31日（期末）残高	5	(920)	131,037	(55)	130,982

その他の事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 18社

主要な連結子会社の名称

株式会社ダイナム、株式会社キャビンプラザ、夢コーポレーション株式会社、株式会社ダイナムビジネスサポート、株式会社日本ヒュウマップ、Dynam Hong Kong Co., Limited (大樂門香港有限公司)、Dynam Aviation Ireland Limited

(2) 会計処理基準に関する事項

連結計算書類の作成の基礎

国際財務報告基準（IFRS）に基づいて作成された本連結財務諸表は、当社が株主に有益な情報を提供することを目的に参考情報として任意に開示するものであり、会社法に基づく法定開示内容ではありません。

本連結財務諸表は、2022年3月31日に終了する連結会計年度において、国際会計基準審議会（IASB）により公表されたIFRSに準拠した連結財務諸表のうち、連結損益計算書、連結包括利益計算書及び連結財政状態計算書のみを記載したものであり、完全な一組の連結財務諸表とは異なります。

また、本連結財務諸表は、独立監査人による監査を受けておりません。

なお、本連結財務諸表は、当社の機能通貨である円貨建で表示され、特に記載がない限り、すべて百万円単位で表示されております。

(3) 新しいIFRS基準書及び解釈指針の適用

2021年4月1日に開始する会計期間において、下記のIFRS基準書及び解釈指針を適用しておりますが、経営成績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

- IFRS第16号（修正） リース
- IFRS第9号（修正） 金融商品
- IAS第39号（修正） 金融商品：認識及び測定
- IFRS第7号（修正） 金融商品：開示
- IFRS第4号（修正） 保険契約

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件（特別決議）

当社定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 70 号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款第21条及び附則を変更・新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変 更 案
定款 第1章 総則 （商号） 第1条 （記載省略） （株主総会の招集権者および議長） 第20条 （株主への通知） 第21条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 （新設） 2. 取締役会報告ならびに貸借対照表（法に従って添付されなければならない各書類を含む。）および損益計算書もしくは収支計算書、または財務諸表の概要は、定時株主総会の開催日の21日前までに、上場規則に従って、株主名簿に登録されている各株主の登録住所に郵送にて発送するものとする。 3. 株主総会の招集通知は、株主総会の日の21日前までに、株主に対して発送するものとする。 4. 前項において、当社は、証券取引所の所在地に登録住所を有する各株主をして、	定款 第1章 総則 （商号） 第1条 （現行どおり） （株主総会の招集権者および議長） 第20条 （株主への通知） 第21条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2. 当社は上場規則の関係規定を遵守することを前提として、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。 3. 取締役会報告ならびに貸借対照表（法に従って添付されなければならない各書類を含む。）および損益計算書もしくは収支計算書、または財務諸表の概要は、定時株主総会の開催日の21日前までに、上場規則に従って、株主名簿に登録されている各株主の登録住所に郵送にて発送するものとする。 4. 株主総会の招集通知は、株主総会の日の21日前までに、株主に対して発送するものとする。 5. 前項において、当社は、証券取引所の所在地に登録住所を有する各株主をして、

現行定款	変 更 案
所定の条件に従って権利を行使することを十分に可能ならしめるよう通知するものとする。当会社は、株主の登録住所が証券取引所の所在地ではないことを理由に、会社法またはその他適用される法律もしくは規則に従った株主に対する通知義務を免れない。 5. 当会社の通知または請求が連続5年以上株主に対して到達しなかった場合には、当会社は、当該株主に対して、会社法の定めに従って通知または請求を送付する義務を以後負わない。ただし、当会社の通知または請求が不着で返送された場合には、当会社は、会社法の定めに従って通知または請求を送付する義務を以後負わない。 6. 当会社が会社通信文書（上場規則に定義する）を株主へ送付する義務は、当会社が上場規則にしたがって当会社のウェブサイトへの掲示その他許容された方法（電子的通信手段を含む）でその公表を行い、かつ、株主がかかる通知または書類の公表または受領をもって当会社が株主へかかる通知または書類の写しを送付する義務を果たしたと取り扱うことに当該株主が同意したまたは同意したとみなされる場合に充足されたものとする。ただし、当該株主は上場規則にしたがっていつでも選択した通信手段を変更する権利を持つ。 （株主総会の決議の方法） 第 22 条 § （記載省略） （配当金の除斥期間） 第 55 条 （新設）	所定の条件に従って権利を行使することを十分に可能ならしめるよう通知するものとする。当会社は、株主の登録住所が証券取引所の所在地ではないことを理由に、会社法またはその他適用される法律もしくは規則に従った株主に対する通知義務を免れない。 6. 当会社の通知または請求が連続5年以上株主に対して到達しなかった場合には、当会社は、当該株主に対して、会社法の定めに従って通知または請求を送付する義務を以後負わない。ただし、当会社の通知または請求が不着で返送された場合には、当会社は、会社法の定めに従って通知または請求を送付する義務を以後負わない。 7. 当会社が会社通信文書（上場規則に定義する）を株主へ送付する義務は、当会社が上場規則にしたがって当会社のウェブサイトへの掲示その他許容された方法（電子的通信手段を含む）でその公表を行い、かつ、株主がかかる通知または書類の公表または受領をもって当会社が株主へかかる通知または書類の写しを送付する義務を果たしたと取り扱うことに当該株主が同意したまたは同意したとみなされる場合に充足されたものとする。ただし、当該株主は上場規則にしたがっていつでも選択した通信手段を変更する権利を持つ。 （株主総会の決議の方法） 第 22 条 § （現行どおり） （配当金の除斥期間） 第 55 条 附 則 （株主総会参考書類等の電子提供に関する経過措置） 第 1 条 本定款第 21 条の変更は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の本定款第 21 条がなお効力を有するものとする。

第2号議案 株式の割当、発行及び取引の包括授權の件（普通決議）

日本及び香港の適用法令並びに香港証券取引所上場規則を遵守することを条件として、株主割当における新株予約権の割当・発行の場合を除き、株式又は株式に転換可能な証券の随時の発行・割当及び取引、並びに本授權期間中又はその終了後の株式の割当・発行に繋る申出・合意及びオプション付与のための会社の全ての権限行使を、以下に定義される関連期間内において、取締役会に対して包括的かつ無条件に授權することを願います。ただし、当該授權によって発行される株式の総数は、条件付か無条件かを問わず、本決議日現在での発行済株式総数の20%を超えないものとしします。

また、当該授權は、関連期間において効力を有するものであり、関連期間とは、本決議日から以下の中で最も早い時までの期間をいいます。

1. 本議案可決後の次回当社定時株主総会の閉会時
2. 本議案可決から12か月経過後
3. 本議案で定めた権限が株主総会の特別決議で取消され、又は変更された場合、かかる取消し、変更があった日

第3号議案 自己株式取得の包括授權の件（普通決議）

日本及び香港の適用法令並びに香港証券取引所上場規則を遵守することを条件として、香港証券取引所が開設する市場において自己株式を取得するための会社の全ての権限行使を、取締役会に対して、以下に定義される関連期間内において包括的かつ無条件に授權することを、願います。ただし、当該授權によって取得することが可能な自己株式の総数は、本決議日現在での発行済株式総数の10%を超えないものとしします。

また、当該授權は、関連期間において効力を有するものであり、関連期間とは、本決議日から以下の中で最も早い時までの期間をいいます。

1. 本議案可決後の次回当社定時株主総会の閉会時。ただし、当該株主総会において、授權が無条件又は条件付で更新される旨の普通決議が可決された場合を除く。
2. 本議案で定めた権限が株主総会の普通決議で取消され、又は変更された場合、かかる取消し、変更があった時

注記：（1）本議案に関し、「書類A」を付した説明書類には、香港証券取引所上場規則における自己株式の取得に関する重要規定の概要を記載しておりますので、御確認下さい。

- （2）「書類A」を付した説明書類の原本は英語で作成されています。同封の当該説明書類の日本語訳は参考訳に過ぎず、英語版と日本語訳の間に齟齬がある場合には、英語版が優先します。

説明書

本書は、株式会社ダイナムジャパンホールディングス（以下「当社」といいます。）の株主（以下「当社株主」といいます。）全てに提供される説明書です。本書は、2022年6月23日開催予定の当社第11期定時株主総会（以下「定時総会」といいます。）で当社株主が可決する予定の当社株式（以下「株式」といいます。）買戻しの包括的授權（以下「買戻し授權」といいます。）を当社の取締役会（以下「取締役会」といいます。）に対して付与する普通決議案に関する説明書です。

本書は、当社による自己株式取得に関して香港証券取引所（以下「香港証取」といいます。）での証券上場適用規則（以下「上場規則」といいます。）の規則10.06(1)(b)にしたがって当社株主全員に提供することが求められている情報を含んでいます。

- (1) 当社による自己株式取得は、包括的授權又は取締役会に対する個別的な承認のいずれかの方法で、当社の株主総会の普通決議で事前に承認されなければなりません。
- (2) 本書作成日において、722,565,496株の当社の普通株式が発行済みかつ払込済みです。本書作成日から定時総会開催日までに発行済みかつ払込済みの当社株式数に変更がないこと、上述の普通決議案が可決されることを前提として、買戻し授權が完全に行使されると、(i)当社の次の定時株主総会の終結、又は(ii)当社の株主総会での普通決議による買戻し授權の取消し、変更もしくは更新のいずれかの到来時までの期間内に、72,256,549株までの普通株式を当社が買戻す結果となります。

上場規則上、自己株式取得が提案されている株式は完全に払込まれていなければなりません。当社が買戻し授權を受ける株式総数は、定時総会開催日の発行済株式総数の10%を超過してはなりません。当社は、株式の買戻し直後の30日の期間は、香港証取におけるかどうかを問わず、（当該買戻し以前に発行済みだった、当社による株式の発行を義務付けるワラント債、新株予約権又は類似の証書の行使にしたがった株式の発行を除き）香港証取の事前の承認なくして、新株式の発行もその公表もすることができません。さらに、当社は、香港証取で株式が取引されている過去5取引日の終値の平均より5%以上高い価格で自己株式取得をしてはなりません。また、上場規則の規則8.08(1)(b)に基づき香港証取が裁量を行行使する場合があるものの、自己株式取得により市場で流通する当社の上場株式の数が、所定割合（上場時に香港証取が決定）－現在20.9%－を下回る場合には、当社が市場で自己株式取得をすることは禁止されています。

上場規則はさらに、当社が現金以外の対価で、又は香港証取の取引ルールに従わない決済によって、香港市場で自己株式取得をすることを禁止しています。

当社は、自己株式取得の執行のために選任したブローカーが当社に代わって執行した自己株式取得に関する情報で香港証取が要求する情報を香港証取に開示しなければなりません。

- (3) 取締役会は、自己株式取得を可能にする包括権限を得ることが当社及び当社株主の最大の利益に適うと考えております。自己株式取得が行われるのは、それが当社及び当社株主の利益になると取締役会が考えたときだけです。かかる自己株式取得は、市場の状況及び資金調達の取決め次第では、1株あたりの当社の純資産、資産又は利益を増加させることがあります。取締役会は、本書作成日時点で、当社株式が当社の潜在的価値を大きく下回るレベルで取引されていると考えております。取締役会は当社の資金を積極的に活用することに力を注いでおり、自己株式取得計画により当社株主に利益がもたらされると考えております。取締役会は、当社の財務状況が強固であることから、自己株式取得計画を自己資金で実施しつつ、なおかつ当社経営の継続的な成長のための十分な財源を保つことができると考えております。

- (4) 自己株式取得の際に、当社は当社の定款（以下「定款」といいます。）及び日本の適用法令に従って法的に利用可能な資金のみを用いることができます。自己株式取得は、法的に許容される当社の資金を使って行われます。
- (5) 取締役会は、適切と考える当社の運転資本又は他人資本使用比率に重大な悪影響を及ぼすことになる場合には、買戻し授權の行使を提案しません。しかし、買戻し授權が完全に行使された場合には、（2022年5月31日に開示された当社の年次報告書に含まれる監査済み連結財務諸表と比較して）当社の運転資本又は他人資本使用比率に重大な悪影響が生じる余地があります。
- (6) 取締役又は合理的な調査をして知り得る限りそれぞれの密接関連者（close associates）（上場規則で定義する。以下同じ）は、買戻し授權が当社株主により承認されても、当社又はその子会社に当社株式を売却する意図を現在有しておりません。
- (7) 取締役会は、上場規則、日本の適用法令及び定款に従って買戻し授權を行使することを香港証取に対して保証しました。
- (8) 買戻し授權にしたがった自己株式取得の結果当社株主の議決権保有比率が増えると、それは香港の企業買収コード（以下「買収コード」といいます。）の解釈上、買収と取り扱われます。したがって、当社株主又は共同して行為する当社株主のグループ（買収コードで定める意味）は、自己株式取得による当社株主の持分の増加のレベルに応じて、当社の支配の取得又は統合が可能となり、買収コードの規則26にしたがって強制公開買付の義務を負う可能性があります。

本書作成日現在、当社が認識する限り、取締役会が買戻し授權を全て行使して証券先物条例第336条にしたがって当社が保持しなければならない名簿に記録されている者/法人の合計持分が増加しても、買収コードの規則26の強制公開買付を行う義務を生じさせず、かつ、浮動株比率を20.9%未満に減少させません。

- (9) 当社が、自己株式を取得した過去6か月の実績は以下のとおりとなっています。

年月日	取得株数（株）	株価（香港ドル）	
		最高値	最安値
2021/12/15	100,000	6.48	6.45
12/16	16,800	6.53	6.53
12/17	15,000	6.68	6.68
12/20	375,600	6.75	6.74
12/21	345,200	6.80	6.75
12/22	142,600	6.85	6.85
12/28	99,400	6.85	6.80
12/29	61,400	6.86	6.70
12/30	68,400	6.87	6.86
12/31	18,000	6.88	6.88
2022/1/3	120,200	6.90	6.90
1/4	54,400	6.92	6.92
1/5	56,800	6.92	6.92
1/6	143,800	6.94	6.94
1/7	72,400	6.95	6.95
1/11	118,000	6.95	6.93
1/13	24,200	6.96	6.92
1/14	73,000	6.97	6.91

年月日	取得株数 (株)	株価 (香港ドル)	
		最高値	最安値
2022/1/18	114,400	6.98	6.96
1/19	90,600	6.98	6.96
1/20	125,400	6.98	6.97
1/21	142,400	6.99	6.98
1/24	87,600	7.00	6.92
1/25	126,000	7.00	6.96
1/26	14,400	7.01	7.00
1/27	233,800	7.02	6.96
1/28	160,000	7.03	6.97
1/31	124,200	7.04	6.99
2/4	97,200	7.05	7.04
2/7	70,000	7.06	7.03
2/8	20,800	7.07	7.07
2/10	51,600	7.08	7.03
2/14	90,400	7.09	7.05
2/15	80,400	7.10	7.10
2/16	13,400	7.11	7.11
2/17	37,600	7.12	7.12
2/18	55,000	7.13	7.12
2/21	30,800	7.14	7.14
2/22	68,200	7.15	7.15
2/23	10,000	7.16	7.16
2/24	256,400	7.17	7.15
2/25	152,400	7.18	7.16
2/28	269,600	7.19	7.14
3/1	166,200	7.20	7.17
3/2	179,800	7.20	7.16
3/3	150,600	7.20	7.14
3/4	297,600	7.21	7.16
3/7	396,400	7.21	7.09
3/8	307,800	7.21	7.15
3/9	382,400	7.22	7.18
3/10	230,000	7.22	7.19
3/11	246,400	7.22	7.21
3/14	185,400	7.23	7.17
3/15	600,000	7.23	7.04
3/16	188,000	7.23	7.19
3/17	212,800	7.24	7.18
3/18	45,200	7.24	7.23
3/21	75,400	7.24	7.20
3/22	80,600	7.25	7.23
3/23	199,000	7.25	7.23
3/24	180,000	7.25	7.22
3/25	184,000	7.26	7.20
3/28	1,200	7.26	7.26
3/29	70,400	7.27	7.27
3/30	41,000	7.27	7.26

- (10) 上場規則は、香港証取にて当社が悪意で中核関連者(core connected person)（上場規則で定義する。）一即ち、当社もしくはその子会社の取締役、代表執行役もしくは大株主又はそれぞれの密接関連者一から自己株式取得をすることを禁止しています。また密接関連者は、当社株式を市場で当社とわかって売却してはなりません。

当社の密接関連者の中で、買戻し授権が行使された場合に当社に対して当社株式を売却する意図を現在有していること、あるいは、かかる売却をしない約束をしたことを当社に知らせた者はおりません。

- (11) 当社株式が香港証取で取引された過去 12 か月間における各月での株価の最高値及び最安値は以下のとおりとなっています。

株価（香港ドル）		
	最高値	最安値
2021年5月	7.21	6.60
6月	7.30	6.86
7月	7.57	7.09
8月	7.71	7.05
9月	8.20	7.13
10月	7.67	7.03
11月	7.55	6.76
12月	7.14	6.21
2022年1月	7.11	6.67
2月	7.32	6.75
3月	7.41	6.91
4月	7.53	6.24
5月（2022年5月25日#まで）	6.90	6.49

本招集通知の印刷前に直前で株価を確認できた最終日

通則

上場規則は、全ての買戻された株式（香港証取で行われたかどうかを問わない。）の上場が買戻しと同時に自動的に失効し、買戻された株式の株券も買戻しの決済後合理的に可能な限り速やかに失効・破棄しなければならない、と定めています。定款上、当社は、上場規則で義務付けられる場合には、遅滞なく取締役会決議又は取締役会の授権を受けた執行役の決定に基づき、取得した自己株式を失効させなければなりません。よって、上場規則の規則10.06(5)にしたがい、全ての買戻された（香港証取で行われたかどうかを問わない。）株式の上場は不当な遅延なく失効し、当該株券は失効・破棄されます。当社の発行済み株式資本もまたそれに応じて減少しなければなりません。

上場規則では、当社が内部情報を保有する間はそれが公表されるまで、香港証取で自己株式取得を行ってはならないと定めています。特に、(i)当社の通期、半期、四半期その他の暫定期間の業績の承認のための取締役会の日（上場規則にしたがい香港証取にまず通知されます。）、又は(ii)当社の上場規則上の通期もしくは半期の業績又は四半期その他の暫定期間の業績（上場規則で求められるかどうかを問わない。）の公表期限のうち、早期に到来する方の1か月前から業績公表日までの期間、当社は、状況が異例の場合を除き、香港証取で自己株式取得をすることができません。さらに、香港証取は、当社が上場規則に違反した場合には、当社が香港証取で自己株式取得をすることを禁止す

ることができます。

上場規則上、自己株式取得（香港証取で行われるかどうかを問わない。）に係る所定情報を、自己株式取得をした日の翌営業日の前場又はプレオープニング・セッションの開始の何れかのうち早期に到来する方の少なくとも30分前までに、電子情報公表システム（HKEx-EPS）（上場規則で定義する。）を通じ、香港証取での公表のために提出しなければなりません。さらに、自己株式取得をした（香港証取で行われたかどうかを問わない。）各月の株式の数、1株あたりの買戻し価格又は自己株式取得に関して当社が支払った最大及び最小価格、及び自己株式取得の支払総額など、対象年度に行われた自己株式取得に関する詳細を、年次報告書及び財務諸表中に記載しなければなりません。取締役会の報告書において、当該年度に行われた自己株式取得とその理由について言及することも必要です。

第4号議案 取締役9名選任の件（普通決議）

本株主総会終結の時をもって、取締役9名全員は任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当
1	坂本 誠	取締役 取締役会議長 指名委員 報酬委員 代表執行役社長 再任
2	佐藤 洋治	取締役相談役 再任
3	佐藤 公平	取締役顧問 再任
4	保坂 明	取締役 再任
5	加藤 光利	取締役 指名委員会議長 報酬委員会議長 再任 社外
6	トーマス・イップ	取締役 監査委員 再任 社外
7	村山 啓	取締役 指名委員 報酬委員 再任 社外
8	神田 聖人	取締役 監査委員会議長 再任 社外
9	加藤 公司	取締役 監査委員 再任 社外

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者

候補者番号 1	坂本 誠 さかもと まこと 再任
---------	---------------------------------

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
現在の当社における地位及び担当	
取締役 取締役会議長	1980年4月 (株)ダイエー 入社
指名委員、報酬委員	2000年9月 (株)ビッグボーイジャパン 入社
代表執行役社長	2002年11月 (株)セントラルサービスシステム 入社
取締役会、委員会での活動状況	
取締役会 100% (13/13回)	2003年5月 (株)日本スポーツビジョン 入社
指名委員会 100% (4/4回)	2004年2月 (株)ダイナム 入社
報酬委員会 100% (4/4回)	2006年9月 同社 執行役員人事部長
所有する当社株式の数	
22,000株	2011年6月 同社 取締役
生年月日	2013年6月 同社 常務取締役
1957年1月18日	2013年9月 当社 執行役
	2020年4月 当社 代表執行役社長
	2020年6月 (株)ダイナム 取締役（現任）
	2020年6月 当社 取締役 取締役会議長兼代表執行役社長（現任）

候補者番号 2	さとう ようじ 佐藤 洋治	再任
現在の当社における地位及び担当 取締役 取締役会、委員会での活動状況 取締役会 100% (13/13回) 所有する当社株式の数 0株 生年月日 1945年9月24日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1970年1月 佐和商事(株) (現 (株)ダイナム) 入社 1978年9月 同社 代表取締役社長 2000年6月 同社 代表取締役会長 2003年4月 (株)ダイナム総合投資 (現 (株)日本ヒュウマップ) 代表取締役社長 2007年3月 (株)ダイナムホールディングス 取締役兼代表執行役社長 2009年12月 一般財団法人ワンアジア財団 (現 一般財団法人ユーラシア財団 from Asia) 代表理事 (現任) 2011年9月 当社 取締役兼代表執行役社長 2013年1月 Dynam Hong Kong Co., Limited (大樂門香港有限公司) 取締役兼CEO 2013年6月 当社 取締役 取締役会議長 2015年6月 Dynam Hong Kong Co., Limited (大樂門香港有限公司) 取締役 (現任) 2015年6月 当社 取締役相談役 (現任)	
候補者番号 3	さとう こうへい 佐藤 公平	再任
現在の当社における地位及び担当 取締役 取締役会、委員会での活動状況 取締役会 100% (13/13回) 所有する当社株式の数 53,639,680株 生年月日 1954年11月26日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1983年3月 タケダ理研工業(株) (現 (株)アドバンテスト) 入社 1985年6月 日本コダック(株) 入社 1995年6月 (株)ダイナム 入社 1998年6月 同社 取締役 2000年6月 同社 代表取締役社長 2013年1月 当社 代表執行役 2013年6月 当社 代表執行役社長 2014年6月 当社 取締役兼代表執行役社長 2015年6月 (株)ダイナム 取締役会長 2015年6月 Dynam Hong Kong Co., Limited (大樂門香港有限公司) 取締役兼CEO 2015年6月 当社 取締役 取締役会議長兼代表執行役社長 2020年4月 当社 取締役顧問 (現任)	
候補者番号 4	ほしか あきら 保坂 明	再任
現在の当社における地位及び担当 取締役 取締役会、委員会での活動状況 取締役会 100% (13/13回) 所有する当社株式の数 78,121株 生年月日 1972年10月6日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 1995年4月 (株)ダイナム 入社 2008年3月 同社 新潟ゾーン・ゾーンマネジャー 2016年5月 同社 経営管理部長 2017年6月 同社 取締役 2020年6月 同社 代表取締役社長 (現任) 2020年6月 当社 取締役 (現任)	

候補者番号 5

かとう みつとし

加藤 光利

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
現在の当社における地位及び担当	
取締役	1982年4月 (株)東京銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 入行
指名委員会議長	1988年4月 金東財務有限公司 外部派遣
報酬委員会議長	1990年3月 Banque Indosuez (現 Credit Agricole Corporate and
取締役会、委員会での活動状況	Investment Bank) 入行
取締役会 100% (13/13回)	1991年4月 同行 東京支店 Vice President
指名委員会 100% (4/4回)	2005年1月 (株)エコマテリアル 監査役
報酬委員会 100% (4/4回)	2006年12月 同社 取締役兼財務執行役員 (CFO)
所有する当社株式の数	2012年2月 同社 代表取締役兼CFO
0株	2012年2月 当社 取締役 (現任)
生年月日	
1958年3月20日	

< 社外取締役候補者の選任理由 >

加藤光利氏は、金融界及び企業経営に関する豊富な経験、知見を有しております。これらを活かし、経営に対しての客観的視点での提言、業務執行全般に関する的確な助言、独立した立場からの監督機能の発揮を期待し社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって10年3か月であります。

候補者番号 6

トーマス・イップ

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	
現在の当社における地位及び担当	
取締役	1984年5月 Touche Ross & Co. Hong Kong 入社
監査委員	1986年1月 Price Waterhouse, Sydney Office 入所
取締役会、委員会での活動状況	1988年12月 Price Waterhouse, Hong Kong Office
取締役会 100% (13/13回)	1994年7月 同社 Senior Audit Manager
監査委員会 100% (15/15回)	2002年1月 CCIF CPA Limited 入社
所有する当社株式の数	2003年10月 同社 Practising Director
0株	2008年3月 AIP Partners C.P.A. Limited 入社、Practising Director (現任)
生年月日	2012年2月 当社 取締役 (現任)
1961年3月22日	

< 社外取締役候補者の選任理由 >

トーマス・イップ氏は、香港公認会計士として税務、会計に関する豊富な経験、知見を有しております。これらを活かし、経営に対しての客観的視点での提言、香港法及び内部統制に関する的確な助言、独立した立場からの監督機能の発揮を期待し社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって10年3か月であります。

候補者番号 7

むらやま けい

村山

啓

再任

現在の当社における地位及び担当	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
取締役	1978年4月 (株)スワニー 入社
指名委員、報酬委員	1986年3月 (株)ローソングジャパン (現 (株)ローソン) 入社
取締役会、委員会での活動状況	1996年3月 同社 東京本社 労政担当部長
取締役会 100% (13/13回)	2007年3月 同社 人事・教育部門本部長
指名委員会 100% (4/4回)	2009年3月 同社 執行役員
報酬委員会 100% (4/4回)	2015年3月 同社 人事部門担当常勤顧問
所有する当社株式の数	2015年6月 当社 取締役 (現任)
0株	2019年7月 (株)ローソン 人事部門担当非常勤顧問 (現任)
生年月日	
1954年7月13日	

< 社外取締役候補者の選任理由 >

村山啓氏は、流通業に長年従事され人事労務に関する豊富な経験、知見を有しております。これらを活かし、経営に対しての客観的視点での提言、業務執行全般に関する的確な助言、独立した立場からの監督機能の発揮を期待し社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって7年であります。

候補者番号 8

かんだ きよひと

神田

聖人

再任

現在の当社における地位及び担当	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
取締役	1991年10月 山一證券(株) 入社
監査委員会議長	1993年12月 税理士登録
取締役会、委員会での活動状況	1995年7月 神田聖人税理士事務所 開設 (現任)
取締役会 100% (13/13回)	1998年5月 会計検査院研修所 講師 (現任)
監査委員会 100% (15/15回)	2011年4月 目白大学経営学部 非常勤講師
所有する当社株式の数	2017年6月 当社 取締役 (現任)
0株	2019年4月 自治大学校 講師 (現任)
生年月日	
1964年10月7日	

< 社外取締役候補者の選任理由 >

神田聖人氏は、税理士として税務、会計に関する豊富な経験、知見を有しております。これらを活かし、経営に対しての客観的視点での提言、内部統制に関する的確な助言、独立した立場からの監督機能の発揮を期待し社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって5年であります。

候補者番号 9

かとう こうじ

加藤

公司

再任

現在の当社における地位及び担当	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
取締役	1994年4月 弁護士登録、石井法律事務所 入所
監査委員	1997年4月 岡村総合法律事務所 入所
取締役会、委員会での活動状況	2001年11月 米国ニューヨーク州司法試験合格
取締役会 100% (13/13回)	2002年5月 Land of Lincoln Legal Foundation (イリノイ州) 入所
監査委員会 100% (15/15回)	2002年8月 Steptoe & Johnson 法律事務所 (ワシントンD.C.) 入所
所有する当社株式の数	2004年4月 岡村総合法律事務所パートナー (現任)
0株	2020年6月 当社 取締役 (現任)
生年月日	
1968年1月17日	

< 社外取締役候補者の選任理由 >

加藤公司氏は、弁護士としての豊富な経験や法務全般に関する高度な知見、見識を有しております。これらを活かし、経営に対しての客観的視点での提言、内部統制に関する的確な助言、独立した立場からの監督機能の発揮を期待し社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって2年であります。

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者の選定理由について

当社は指名委員会等設置会社であります。指名委員会等設置会社は、取締役会が経営の監督に特化するとともに、監査役制度に代わり、社外取締役が過半数を占める指名委員会、監査委員会、報酬委員会の三つの委員会を設置して経営の透明性の向上を図り、業務執行に専従する機関として執行役を置き、「経営の監督機能」と「業務執行機能」とを明確に分離し、両者を有効に機能させる組織機構であります。そのため指名委員会等設置会社では複数の社外取締役を選任する必要がありますが、当社では取締役会機能の一層の強化を目指し、5名の選任をお願いするものです。

3. 社外取締役との責任限定契約について

該当事項はありません。

4. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用に対し当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役を選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

附属資料

香港証券取引所上場規則13.74により、取締役選任議案において株主への開示を求められている事項で、第4号議案に記載されていない該当事項は、次のとおりであります。

1. 取締役候補者の任期

次回の定時株主総会終結時までの1年間

2. 取締役候補者の年間報酬額（案）

坂本 誠 氏	29,724,000円
佐藤 洋治氏	6,300,000円
佐藤 公平氏	12,000,000円
保坂 明 氏	29,724,000円
加藤 光利氏	7,200,000円
トーマス・イップ氏	6,000,000円
村山 啓 氏	6,000,000円
神田 聖人氏	7,200,000円
加藤 公司氏	6,000,000円

3. 取締役候補者と当社取締役、上級管理職又は主要株主もしくは支配株主との関係

佐藤洋治氏及び佐藤公平氏は支配株主であり、この両名が兄弟であることを除き、候補者は互いに何らの財務、事業、親族又はその他の重要な関係を有しておりません。また、佐藤一族（以下4.(1)注(4)に定義）のそれぞれは支配株主であり、佐藤洋治氏の親族であります。

4. 取締役候補者の当社及び当社関連企業における持分

本招集通知発送日現在、証券先物条例及び上場発行体の取締役による証券取引に関する標準規範に基づき、当社及び証券取引所に通知又は登録する必要がある取締役候補者の当社もしくは関連企業の株式、原株及び債券における持分は以下のとおりとなります。

(1) 当社における持分

取締役候補者の氏名	持分の種類	保有する当社 株式数 ⁽¹⁾	当社における 持分比率 ⁽²⁾
佐藤 洋治氏	支配企業の持分 ⁽³⁾	273,632,560	
	配偶者の持分 ⁽³⁾	760	
	その他 ⁽⁴⁾	171,171,800	
		444,805,120	61.559%
佐藤 公平氏	受益者 ⁽⁵⁾	53,639,680	
	配偶者の持分 ⁽⁵⁾	1,500,000	
	その他 ⁽⁴⁾	389,665,440	
		444,805,120	61.559%
坂本 誠 氏	受益者	22,000	0.003%
保坂 明 氏	受益者	78,121	0.011%

注：

(1) 記載された全ての持分はロングポジション（買い持ち）であります。

(2) 本招集通知発送日の発行済株式数は722,565,496株であります。

(3) 当社株式273,632,560株のうち、佐藤洋治氏がその全株式を保有して支配するSato Aviation Capital Limited（以下「SAC」といいます。）が177,822,560株を保有しております。リッチオ株式会社（以下「リッチオ」といいます。）は、残りの95,810,000株を保有しており、

リッチオの79.45%はSACが、4.82%は佐藤洋治氏が、15.73%は佐藤洋治氏がその全株式を保有するユーラシア財団（from Asia）リミテッドが保有しております。したがって、佐藤洋治氏は、SACとリッチオを直接又は間接に支配しており、SAC及びリッチオが保有する当社の株式持分は、香港証券先物条例にしたがって佐藤洋治氏の株式持分であるとみなされます。佐藤洋治氏の妻、佐藤恵子氏は当社株式760株を受益的に所有しており、香港証券先物条例にしたがって佐藤洋治氏の株式持分とみなされます。

- (4) 佐藤恵子氏（佐藤洋治氏の妻）、西脇八重子氏（佐藤洋治氏の姉）、佐藤政洋氏（佐藤洋治氏の弟）、佐藤茂洋氏（佐藤洋治氏の弟）、佐藤公平氏（佐藤洋治氏の弟）（以下併せて「佐藤一族」といいます）の各々は、当社株式の30%以上を取得又は統合するために佐藤洋治氏、SAC及びリッチオと協同して行為する者であるとともに相互に協同して行為する者であり、それゆえ、佐藤洋治氏又は他の佐藤一族が保有する当社株式を保有するとみなされ、他方、佐藤洋治氏は佐藤一族が保有する当社株式について保有するとみなされます。
- (5) 佐藤一族の一人である佐藤公平氏は、2021年6月24日に取締役役に再任され、当社の非業務執行取締役役に就任しました。同氏は、当社株式53,639,680株を受益的に所有しております。佐藤公平氏の妻、佐藤しずか氏は当社株式1,500,000株を受益的に所有しており、香港証券先物条例にしたがって佐藤公平氏の株式持分とみなされます。

(2) 関連企業における持分

何れの取締役候補者も、当社関連企業の株式、原株、債券における持分もしくはショートポジションを有しておりません。

5. 規則13.51(2)に基づく追加情報

本招集通知発送日現在、開示されている内容を除き、何れの取締役候補者も本招集通知発送日の直前の3年間に香港もしくは海外の証券取引所に有価証券が上場されている公開会社の取締役を務めたことはなく、香港証券取引所上場規則の規則13.51(2)(h)から13.51(2)(v)の規定要件に基づき開示すべき候補者に関する他の情報、また当社株主及び証券取引所が注意を払うべき他の事項は存在いたしません。

6. 規則3.13に基づく独立要件

取締役候補者の加藤光利氏、トーマス・イップ氏、村山啓氏、神田聖人氏及び加藤公司氏は、香港証券取引所上場規則に基づく独立非業務執行取締役の候補者であります。

当社は、上場規則3.13に基づき各独立非業務執行取締役から独立性に関する確認を得ております。

取締役候補者の加藤光利氏及びトーマス・イップ氏は、その独立非業務執行取締役としての就任期間が本株主総会終結の時をもって10年3か月となることから、当社の指名委員会は、両氏の独立性に関する年次確認書を審査し、規則3.13に定める独立性を評価いたしました。その結果、当社の指名委員会は、両氏が任期中において独立非業務執行取締役としての職責を十分に果たし、当社グループの業務には直接的な関与はなく、両氏の独立性が損なわれたとする根拠がないことを確認いたしました。また両氏は、在任中独立した立場で見解を表明するとともに、豊富な経験と幅広い見識を通じて、客観的な立場から取締役会が果たすべき機能に積極的に貢献したことも確認いたしました。両氏の経歴及び過去の経験を併せて勘案すると、両氏の貴重な知識、経験は引き続き取締役会、当社及び株主価値の向上に貢献すると考えられることから、当社の指名委員会は「両氏は依然として独立しており、独立非業務執行取締役として再任されるべきである」と判断いたしました。

以 上

第5号議案 香港証券取引所上場規則に基づく監査人選任の件（普通決議）

当社の香港証券取引所上場規則に基づく監査人であるPwCあらた有限責任監査法人は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査委員会の決定に基づいたものであります。

監査人候補者は、次のとおりであります。

(2022年3月31日現在)

名 称	PwCあらた有限責任監査法人 (英文名称：PricewaterhouseCoopers Aarata LLC)	
事 務 所	主たる事務所の所在地	東京都千代田区大手町1丁目1番1号
沿 革	2006年6月 2006年7月 2015年7月 2016年7月	あらた監査法人設立 業務開始 PwCあらた監査法人に名称変更 有限責任監査法人へ移行し、PwCあらた有限責任監査法人に名称変更
概 要	資本金	10億円
	構成人員	
	パートナー	185名
	公認会計士	886名
	会計士補・全科目合格者	562名
	US CPA・その他専門職員	1,096名
	事務職員	101名
	合 計	2,830名

以 上

定時株主総会会場 ご案内図

会場 東京都荒川区西日暮里二丁目25番1-702号
当社本店会議室

電話 03-5615-1222

交通 JR 山手線・京浜東北線・常磐線「日暮里駅」
京成「日暮里駅」、日暮里・舎人ライナー「日暮里駅」

